

2. ハンセン病と人権について — 人間性

解説のポイント

ハンセン病患者・元患者は、想像を絶する偏見や差別の中で生きてきた。こうした偏見や差別をなくし、入所者、社会復帰者等の人権が尊重される社会を実現するには、私たち一人ひとりがハンセン病問題を正しく理解する必要がある。

明治40年(1907年) 「癩予防二関スル件」制定

主として各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれる患者を療養所に収容する目的で作られました。日本のハンセン病政策は、この法律の制定から始まりました。

昭和6年(1931年) 「癩予防法」制定

内務省*は「癩予防二関スル件」を欧米のハンセン病予防法と同等の法律にするため、大正5年(1916年)から新しい予防法の策定を進めました。昭和6年(1931年)の国際連盟保健機関による「らいの公衆衛生の原理」には、「ハンセン病の発生予防の最重要線は隔離と治療である」といったことが決議されました。このような流れの中で同年、すべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、本法の元で国立療養所が建設され、患者の収容が進められていったのです。

*内務省:明治6年(1873年)から昭和22年(1947年)まで存在した中央官庁。警察・地方行政・衛生行政などを統轄した。

昭和28年(1953年) 「らい予防法」制定

「癩予防法」を改正した法律。戦後、治療薬が登場しましたが、治安対策的な理由が優先され、患者を強制的に隔離する基本方針や懲戒規定は残されたままでした。

平成8年(1996年) 「らい予防法の廃止に関する法律」制定

平成6年(1994年)、元厚生省医務局長・大谷藤郎が「らい予防法」の全面廃止を求める私的見解を発表しました。全国国立ハンセン病療養所所長連盟や日本らい学会も、いわゆる「大谷見解」に沿った見解を発表し、「らい予防法」を抜本的に見直す気運が高まりました。そして平成8年(1996年)、「癩予防二関スル件」以来、約1世紀にわたって続いたわが国の隔離政策に終止符が打たれたのです。

ハンセン病と人権について考える

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におおむね、政策を改めた。
それなのに、どうして偏見や差別がなくなるんだろう？



みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつづ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



治療薬「プロミン」の注射

ハンセン病の隔離政策が終わったのは
つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)によりやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおおむね、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

熊本地裁判決の日に
原告が勝訴の感動を續けた詩

太陽は輝いた
90年、長い長い暗闇の中
一筋の光が走った
鮮烈となって
硬い崖を突き
光が走った
私はうつむかないでいい
みんなと光の中を
胸を張って歩ける
もう私はうつむかないでいい
太陽は輝いた



熊本地裁での勝訴発表(写真提供:共同通信社)

平成20年(2008年) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立

議員立法で成立した本法は「ハンセン病問題基本法」とも呼ばれ、療養所施設を地域に開放し、地域住民の診察を認めるなど、入所者の社会復帰を後押しする内容が盛り込まれました。これにより地域と共生を図り、住民との交流が深まるものと期待されています。本法は、平成21年4月から施行されています。

回復への長い道のり

- ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
- 今なおハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っている
- ハンセン病問題を解決していくために、ハンセン病に関する正しい知識を身につけましょう

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴¹断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件²が起き、これが報道されると、今度は元患者に対する誹謗中傷³が行われる事態に発展するなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所⁴することができないという人もいます。



控訴断念するか否かの最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小泉内閣総理大臣(当時)(写真提供:共同通信社)

療養所を出られるようになっても故郷に帰れず、肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいるため、現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂⁵に納められています。



星塚敬愛園の納骨堂

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない——。
- 実名を名乗ることができない——。
- 結婚しても子供を生むことが許されない——。
- 一生療養所から出て暮らすことができない——。
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない——。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたは想像できますか？

学習のポイント

- POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすためにハンセン病について正しい知識を持つ
- POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない。ハンセン病問題を解決するカギは、君たちが握っている
- POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である。問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審理を請求すること。

社会の偏見と差別

●昭和29年(1954年)

黒髪校事件

熊本県のハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者の子どもが通う保育所「竜田寮」から児童4人が地元の黒髪小学校に入学することになりましたが、それをPTAが阻止しようとした。当時、ハンセン病患者を親に持つ子どもは、いずれは発病するという偏見から「未感染児童」と呼ばれていました。その子どもたちから病気がうつると恐れた親たちが、登校阻止や授業拒否などを行ったのです。子どもの気持ちを顧みない対応などは、当時の社会の態度を表しています。



竜田寮児童の黒髪小学校通学反対の集会。入学式の当日、竜田寮児童の入学を阻止しようとする大人たち。

今の社会の中には、さまざまな偏見や差別があります。そうした人権をめぐる問題を解決していくには、一人ひとりが人権尊重の精神を持つことが大切です。人権が尊重される社会の実現に向けて、私たちに何ができるのか、生徒たちと一緒に考えてみてください。

2003年(平成15年) 元患者の宿泊拒否事件

熊本県が計画していた「ふるさと訪問事業」で、県内のホテルがハンセン病元患者であることを理由に入所者の宿泊を拒否する事件が起きました。その後、ホテル側が形式的に謝罪したことに対して入所者らが「反省がない」と発言。それがマスコミで報道されると、全国の一般の人から入所者に対する非難・中傷の電話や手紙が相次ぎました。